

テキスト  
問題集

自転車交通ルール検定

# チャレンジ! チャリマスター

Challenge Cyari Master

実施

北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課

協力

北九州市教育委員会生徒指導課

監修

福岡県警察本部交通企画課

万が一に備えて  
自転車保険に  
必ず加入しましょう!!



自転車の  
交通ルールを守って  
安全・快適に自転車を  
利用しましょう!!



セーフティライドの基本を伝授!  
安全・安心な自転車利用を  
呼びかける「自転車ノリダー」

北九州市

### めざせ!チャリマスター

自転車は誰にでも乗れる便利な乗り物。しかし、皆が安全に快適に利用するためには、知っておかなければならないルールやマナーがたくさんあります。まずは自転車安全利用五則をしっかりと覚えて皆に優しい安全運転を心がけましょう!



## Rule1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車道が原則、左側通行です。

自転車が歩道を走れるのはどんな場合?

※ 普通自転車は次の場合に歩道を通行する事ができます。

### Case1 「自転車及び歩行者専用」の標識や「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合

歩道は原則として歩行者専用ですが、標識などで普通自転車の走行が認められていれば通行できます。



「自転車及び歩行者専用」の標識

### Case2 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方は歩道を通れます

幼児(6歳未満)や児童(6歳以上13歳未満)、高齢者(70歳以上)、内閣府で定める身体障がい者の方等はどの歩道でも普通自転車で通行できます。



「普通自転車歩道通行可」の標識

#### Point

歩道は、走るのではなく「通らせてもらう」という気持ちで。

### Case3 車道の通行がむずかしい場合(道路工事など)

車道や交通の状況でやむを得ない場合は、歩道走行が認められます。

#### 例えば...

道路工事や縦列駐車車両などで車道の左側の通行が難しいとき。

交通量がとても多く、車道の幅が狭いため、自動車と接触する危険性があるとき。

#### ※ 普通自転車とは

車体の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの(法63条の3前段、規9条の2)

- ① 長さ190cm以内および幅60cm以内
- ② 側車をつけていない。(補助輪は除く)
- ③ 運転者席がひとつで、それ以外の乗車装置がない。(幼児用座席は除く)
- ④ ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある。
- ⑤ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない。

## Rule2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

### 一時停止を無視しない!

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



## Rule3 夜間はライトを点灯

### 無灯火では走らない!

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



## Rule4 飲酒運転は禁止

### 自転車も飲酒運転禁止!

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



## Rule5 ヘルメットを着用

### ヘルメットを着用しましょう

自転車を利用するすべての人は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



Other その他の安全ルール・マナー

携帯電話を使用しない!

携帯電話で通話したり、画面を注視しながらの自転車運転は禁止されています。(道路交通法第71条、福岡県道路交通法施行細則第14条)

罰則 5万円以下の罰金



二人乗りはしない!

自転車の乗車定員は一人です。二人乗りは、バランスを崩しやすく事故につながる危険があります。(16歳以上の運転者が幼児座席に幼児1人を乗車させる場合などを除く)

(道路交通法第57条、福岡県道路交通法施行細則11条)

罰則 2万円以下の罰金または料料



ヘッドホン等を使用しない!

大音量でヘッドホンやイヤホン等を使用して車両を運転する行為は禁止されています。(道路交通法第71条、福岡県道路交通法施行細則第14条)

罰則 5万円以下の罰金



傘さし運転はしない!

傘をさしながらの運転はふらつきやハンドル・ブレーキの操作ミスの原因になるため禁止されています。(道路交通法第71条、福岡県道路交通法施行細則14条)

罰則 5万円以下の罰金



横に並んで走らない!

「並進可」の標識がある場合を除き、ほかの自転車と横に並んで走るのは禁止です。縦一列になって走りましょう。(道路交通法第19条)

罰則 2万円以下の罰金または料料



見とおしのきかない交差点など以外はベル(警報器)を鳴らさない!

警報器を鳴さなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはいけません。

ただし、左右の見とおしのきかない交差点などを通行しようとするときはベル(警報器)を鳴らしましょう。(道路交通法第54条)

罰則 2万円以下の罰金



Mark 自転車も車と同様にそれぞれの標識・標示に従って下さい



進入禁止

自転車も進入できません(軽車両を除く補助標識がある場合を除く)



一方通行

自転車も逆行できません(軽車両を除く補助標識がある場合を除く)



車両通行止め

自転車を含む全ての車両の通行を禁止します。



自転車通行止め

自転車の通行を禁止します。



自転車専用

自転車だけが通行できる専用道路です。



一時停止

必ず一時停止して左右(周囲)の安全確認をします。



歩行者専用

歩行者だけが通行できる専用道路です。



自転車及び歩行者専用

歩行者と普通自転車だけが通行できる専用道路です。



自転車横断帯

自転車が横断する時に通る場所です。



## 問題集

自転車のルールやマナーについての問題です。○か×で答えましょう。

## STEP1 | 交差点にかんする問題

- 問題1 自転車は車線数に関係なく、信号のある交差点は必ず2段階右折をしなければならない



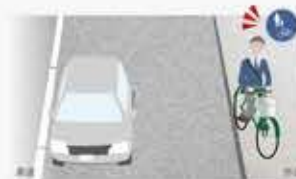
## STEP2 | 走行上の注意にかんする問題


- 問題2 自転車は車道であれば右端、左端どちらを通ってもよい
- 問題3 自転車レーン（自転車専用通行帯）は車道の一部であるため自動車と同様に左側通行しなければならない
- 問題4 自転車に乗って道路を走る場合、歩道と車道の区別があるところでは安全のために原則として歩道を通る
- 問題5 自転車で歩道を走る際、歩行者が前にいるときはベルを鳴らして歩行者に避けてもらわなければならない
- 問題6 交差点の手前で車が渋滞しているときは、車の間をぬって前にもかまわない
- 問題7 近くに自転車横断帯がなく横断歩道がある場合で横断歩道に歩行者がいる場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を渡ることができる
- 問題8 自転車で通行中、路面が凍っている場合はスリップして危険なので、自転車から降りて、押して通行する



## STEP3 | 標識にかんする問題

- 問題9 一時停止標識がある場所でも、自動車と違い自転車は一時停止する必要はない
- 問題10 「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道では、歩行者よりも自転車が優先になる
- 問題11 車両用信号機が黄色を表示しているとき、車道を通行している自転車は他の交通に注意して進むことができる
- 問題12 一方通行の標識がある道路では自転車も矢印の方向と反対に走ってはならない



- 問題13  この標識のある歩道は歩行者と普通自転車が通行できる

- 問題14  この標識は横断歩道と自転車横断帯ありの標識である

## STEP4 | 賠償責任・保険にかんする問題

- 問題15 自転車に乗るために運転免許証が必要ではないので、事故をおこして相手がケガをしても特に責任は問われないため、自転車保険に加入する必要はない
- 問題16 自転車同士で交通事故を起したときは相手と話し合いがつけば警察に届け出をしなくてもよい

## STEP5 | ルール・マナーにかんする問題

- 問題17 自転車には警音器が付いていなくても良い
- 問題18 歩道で自転車同士が行き違うときは、相手の自転車を左に見る様にして避けるのが良い
- 問題19 普通自転車の運転者が13歳未満の子どもの場合は「普通自転車歩道通行可」の交通規制がなくても歩道を通行できる
- 問題20 少しの時間だったので歩道上の点字ブロックの上に自転車をとめて買物をしに行った
- 問題21 普通自転車の運転者が児童、幼児、70歳以上の者または車道通行に支障がある者は歩道を通行できる
- 問題22 ヘッドホンステレオを使用して大音量の音楽を聴きながらの自転車走行に罰則はない
- 問題23 自転車のライトは5メートル前の道路上の障害物がよく見える明るさが必要である
- 問題24 自動車は法律で定期的に検査を受けなければならないが、自転車にはこの決まりはなく、まったく点検する必要はない
- 問題25 自転車で走行中、ブレーキが故障しても、スピードを出さなければ問題ない
- 問題26 自転車の二人乗りは危険なため避けるべきだが法律での罰則は特はない
- 問題27 友達と並んで走ることは法律違反ではないが、マナー違反である
- 問題28 自転車は軽車両なので、歩道を通行している場合でも歩行者用信号機ではなく車両用信号機に従う
- 問題29 13歳未満の児童・幼児以外はヘルメットを着用しなくてもよい
- 問題30 携帯電話でメールをしながらの自転車運転は危険であるため禁止されているが通話であれば運転をしてもよい

